

「ラテン・アメリカにおける手形・小切手法」

——メキシコ法およびアルゼンチン法を中心とした若干の考察——

黒 田 清 彦

はじめに

一般に、ラテン・アメリカ諸国の法律は、世界的に見ても、余り研究されていないのが実情である。しかし、24の国と2億5,000万人以上の人口を持つラテン・アメリカの法制を、これら諸国が後進国であるというだけの理由で、看過することは許されるべきではなからう。我が国においては、少数の専門家によってではあるが、近時、いわゆるラテン・アメリカ法の実体が少しずつ明るみに出てきた。しかしながら、ラテン・アメリカ研究一般の歴史が浅く、また、これにより生ずるスタッフの不足や資料の不十分さのため、ラテン・アメリカ法の研究は、未だこれからの段階である。したがって、本論の主題は、特別のミクロの問題提起ではなく、先ずその前提としての研究・考察であることを認識して頂きたい。

本論では、ラテン・アメリカにおける手形・小切手法を取り上げた。今日、世界の手形・小切手法制は、大別して、1930年と1931年のジュネーブ条約に基く統一法系と英米法系に分けられるが、元来大陸法系に属するラテン・アメリカ諸国は、どのような手形・小切手法制を有するか。従来、これら諸国は、英連邦諸国を除き、母国（スペイン・ポルトガル・フランス）法を通じて、統一法以前のフランス法（本論では旧フランス法と呼ぶ）を継受していたが、今世紀にはいつてからは、各国に法律改正の動きが著しい。そこで、本論では、現時点におけるこれら諸国の手形・小切手法制を総括し、しかる後に、この中で最も発展した国であるメキシコとアルゼンチンの実定法を取り上げ、比較法的側面と社会・経済的側面からのアプローチを試みた。

第一節 ラテン・アメリカ諸国の手形・小切手法制

ラテン・アメリカ諸国の手形・小切手法制は、大別して、統一法系、英米法系および旧フランス法系の三系統に分類することができる。

統一法というのは、1930年次いで1931年にジュネーブで採択された手形・小切手の国際的統一に関する条約であるが、これを採用しまたはこれにならった立法をなしたのは、

メキシコ（1932年）、ホンデュラス（1950年）、ドミニカ（1951年・但し小切手法のみ）、アルゼンチン（1963年）、ブラジル（1964年）およびペルー（1967年）である。さらに、1912年にハーグで採択された統一手形法を採用したグアテマラ（1913年）、ニカラグア（1916年）、ベネズエラ（1919年）およびこれを参酌したチリー（1925年）も、ハーグ条約がジュネーブ条約の前身であるという意味において、この系統に属せしめることができるが、これら諸国の小切手法は旧フランス法を継受しているので、手形法における理論と小切手法における理論との間に何らかの矛盾が生じているのではないかと推測される。

これに対して、英米法系の諸国というのは、1882年のイギリス手形法（Bills of Exchange Act）または1896年のアメリカ流通証券法（The Negotiable Instruments Law）を採用しまたはこれにならった国々である。前者の系統に属するのは、コスタ・リカ（1953年）とジャマイカ、トリニダード・トバコ、ガイアナおよびバルバドスの英連邦諸国⁽¹⁾である。後者の系統に属するのは、パナマ（1917年）、ドミニカ（1921年・但し手形法のみ）およびコロンビア（1925年）である。この中、コロンビアとパナマは、流通証券法を全文そのままスペイン語に直訳して国内法として採用しているが、これについては、安易な外国法導入の方式であるとして厳しい批判がなされており、翻訳の稚拙さと条文解釈の不十分さが裁判における混乱をきたしているという⁽²⁾。

この他、ウルグアイ、ボリビア、パラグアイ、エル・サルバドルおよびハイティの手形・小切手法は、母国（スペインまたはフランス）法を通じて、旧フランス法の影響を受けたままである。

なお、ごく最近エクアドルが手形・小切手法を改正したもようであるが、残念ながら、資料不足のため、詳細は不明である。ただ、同国は、ジュネーブ統一条約を批准しているので、統一法に基いた立法をなしたものと推定される。また、キューバについては、憲法さえも準備段階である状況から、手形・小切手に関する立法は、未だなされていないものと思われるが、革命前のキューバにおいては、アメリカの流通証券法が国内法として施行されていた⁽³⁾。

以上、ラテン・アメリカ 24 ヶ国の手形・小切手法制を概観したが、便宜のためこれを総括して表にすれば、次の如くである。

(1) これら諸国は、イギリス手形法が制定された当時から、植民地としてその適用を受け、今日に至っているもようである。

(2) Julio Olavarría Ávila, *Los Códigos de Comercio Latinoamericanos*, Santiago de Chile, 1961, p. 280.

(3) 毛戸勝元『統一手形法論』、有斐閣、1934年、42頁。

一 橋 研 究 第 19 号

○ 統一法系

メキシコ, アルゼンチン, ブラジル, ペルー, ホンデュラス, (エクアドル)

○ 英米法系

{ Bills of Exchange Act
コスタ・リカ, ジャマイカ, トリニダッド・トバゴ, ガイアナ, パルパドス
The Negotiable Instruments Act
コロンビア, パナマ

○ 旧仏法系

ウルグアイ, ボリビア, エル・サルバドル, ハイチ

○ 混合形態

チリー, グアテマラ, ニカラグア, ベネズエラ, ドミニカ

○ その他 (不明)

キューバ

第二節 比較法的考察

一 メキシコ法⁽⁴⁾の厳格性もしくは制限

メキシコ法は, 統一法に基礎を置いてはいるが, 統一法と比較してかなり厳格である。ここでは, その主な点を拾い上げて考察する。

1 手形文句の非代替性

メキシコでは, 為替手形を “letra de cambio”, 約束手形を “pagaré” という。以前は, その他の文句, たとえば為替手形の場合, “cédula de cambio” とか “documento de cambio”

(4) 本論においていうメキシコ法とは, 1932年に公布された “Ley General de los Títulos y Operaciones de Crédito (信用証券ならびに信用取引に関する一般法)”, アルゼンチン法とは, 1963年に公布された Decreto-Ley (統令) No. 4776 (小切手法) または同 No. 5965 (手形法) を指す。本論では, それぞれ M §—, A 手 §—または A 小 §—として条文を引用する。同様に「日」, 「統」は, それぞれ日本法, 統一法の略である。

等の代用文句を記載した為替手形が有効であるかどうかにつき、学説が分れていたようであるが、1951年の最高裁判決がこのような代用文句を記載した為替手形を無効と判示して後、多数説は、これに従い、厳格形式主義を採っている⁽⁵⁾。約束手形の場合は、“pagaré”以外の文句は実際上使用されないため、余り問題とはならないが、為替手形の場合と同様に解されている。

これに対して、日本やアルゼンチンでは、為替手形、約束手形ともに、代用文句（日本では「為替」、「為替証書」等）は有効であるとするのが通説であり、アルゼンチン法では、いずれの手形の場合にも指図文句（la cláusula “a la orden”）による代用が認められている（A手 § 1-1号・§ 101-1号）。

ここで、手形要件としての為替手形文句に関する統一法の条文（統手 § 1-1号）を見るに、仏文では la denomination de lettre de change、英文では the term “bill of exchange” となっている。メキシコ法の規定（M § 76-1号）は、統一法のこの規定と全く同一（仏文の直訳）であり、厳密に統一法に従うべしとするならば、メキシコの通説・判例が正しい。我が手形法第一条第一号が「為替手形ナルコトヲ示ス文字」としているのは、翻訳としては誤りであると考えるが、この点に関し、毛戸教授は、「たとえ翻訳が妥当ならずとするも、我が国においては新手形法の文句によるべきである⁽⁷⁾」とされる。かかる前提に立てば、我が国の通説の見解も是認されよう。

2 利息の記載が許されない。

日本法やアルゼンチン法においては、利息文句の記載は、一覧払または一覧後定期払の手形に限り認められる（日手 § 5・§ 77-2項、A手 § 5・§ 103）。これは、確定日払や日付後定期払の手形の場合においては、振出に際して満期日までの利息を算出して、これを加えた金額を手形金額とすればよいが、一覧払や一覧後定期払の手形にあっては、満期日を予め知ることができないために、利息を手形金額に算入できないからである。

これに対して、メキシコ法は、利息の記載を一切認めない（M § 68）。メキシコ自治大学のアウマダ（Ahumada）教授は、利息のみならず違約金、取立費用、弁護士手数料等の約定の記載を認めるアメリカのN・I・Lとの比較において、「手形は流通の容易な証券で⁽⁸⁾

(5) Felipe de J. Tena, *Derecho Mercantil Mexicano*, México D. F., 1967, p. 476; Raúl Cervantes Ahumada, *Títulos y Operaciones de Crédito*, México D. F., 1966, p. 68.

(6) 田中誠二『手形・小切手法詳論』、勁草書房、1968年、362頁・703頁、Luis Maria Jaureguiberry, *La Letra de Cambio y el Pagaré en el Nuevo Régimen Cambiario*, Rosario, 1966, p. 49.

(7) 毛戸勝元、前掲書、61頁。

あることを要するが故に、また、金額の確定性もしくは一定性の故に、利息文句や違約金の約定を認めないメキシコ法の方が正当である⁽⁹⁾とされる。しかし、メキシコ法では、約束手形についてはこのような禁止はなく、実務界では約束手形に利息を付することが行われており、この点は、二重の意味で矛盾している。利息文句が為替手形のみに禁止されていることについては、メキシコの有名な商法学者故テナ（Tena）教授も批判される⁽¹⁰⁾ところであり、同教授によれば、約束手形の場合においても、為替手形の場合に比べると同様に、利息の記載は認められないことになる⁽¹¹⁾。しかしながら、私は、商事において利息を約定するのは当然であるという意味において、メキシコ法第七十八条の不当を批判する。

3 為替手形の振出人は引受担保責任を免れ得ない。

日本法やアルゼンチン法は、統一法に従い、振出人の引受不担保文句の記載を認めている（日手 § 9-1 項、A 手 § 10-2 項）が、メキシコ法は、ジュネーブ会議におけるチェコ・スロバキア代表の主張を是として、振出人の担保責任の免除文句を一切認めない（M § 87）。この点に関して、テナ教授は、振出人の引受不担保文句の記載を認めるかどうかは重要でないとされる。なぜなら、「いずれにしたところで、振出人の法的地位は同じであって、その引受不担保文句は、実際上は何ら効果がないからである⁽¹²⁾」たしかに、振出人は、いずれにせよ、支払担保責任を負うことにより償還義務を免れないのであるが、しかしながら、資金関係の都合上、引受を担保しない実益もあり得るのであって、教授の意見には必ずしも賛成できない⁽¹³⁾。

4 無費用償還文句は振出人しか記載できない。

(8) The Negotiable Instruments Law のこと。同法第二条にあたる。

(9) Raúl Cervantes Ahumada, op. cit., p. 69.

(10) メキシコ法第百七十四条は、同第七十八条の準用を排除している。あるいは立法上のミスであろうか。

(11) Felipe de J. Tena, op. cit., p. 480.

(12) ジュネーブ会議における法律専門委員会の草案では、振出人の引受担保責任の免除を認めたのに対し、チェコ代表は、振出人の責任は引受担保責任にせよ支払担保責任にせよ不可避の責任であるとし、この責任を免れしむる文言は一切記載しなかったものとみなすべきであると主張した。しかし、この点に関する統一法の規定（統手 § 9-1 項）は、結局、前記委員会の原案通りとなった。

(13) Felipe de J. Tena, op. cit., p. 487.

(14) Ibid., p. 488.

(15) 田中誠二，前掲書，730頁。

拒絶証書作成の免除に関しては、メキシコ法第百四十一条に、日本法第四十六条およびアルゼンチン法第五十条にあたる規定がある。ただ、メキシコ法の規定によると、「所持人又ハ裏書人ガ記載シタル拒絶証書作成免除ノ文言ハ之ヲ記載セザルモノト看做」される(M § 141-2 項)。これに対して、日本法やアルゼンチン法においては、裏書人または保証人が無費用償還文句を記載したときは、その裏書人または保証人に対してのみ効力を生ずる(日手 § 46-3 項・§ 77-1 項-4 号, A 手 § 50-3 項・§ 103)。すなわち、所持人は、その他の手形債務者に遡求権を行使するときは、拒絶証書を作成しなければならないが、無費用償還文句を記載した裏書人または保証人に対しては、拒絶証書なしで遡求できるのである。

メキシコ法は、保証人が無費用償還文句を記載できるかどうかにつき明言しないが、裏書人の場合と同様に解してよからう。というのは、メキシコ法第百四十一条の規定は、統一法原案の規定に酷似しているからである。すなわち、統一法原案第四十六条は、その第一項において、無費用償還文句の記載を振出人にのみ許し(他の手形行為者を除外している)、第二項で、「裏書人ガ前項ノ文句ヲ記入スルモ右ハ記載セザルモノト看做ス」と定めた。⁽¹⁶⁾ おそらく、メキシコ法第百四十一条は、この統一法原案にならったものであろう。この意味において、同条には保証人を積極的に除外する趣旨は読み取れないけれども、裏書人と同様に、保証人もまた無費用償還文句を記載できないと解する。

所持人が無費用償還文句を記載しても、所持人が最後の所持人である限り、無意味であるが、少なくとも裏書人については、無担保裏書を認め(M § 34-2 項)、あるいは呈示期間短縮の記載を認める(M § 93-1 項・§ 128) 以上は、無費用償還文句の記載を認めてもよいと私は思う。

なお、メキシコ法は、約束手形の無費用償還に関する規定を持たないが、⁽¹⁷⁾ この点は、おそらく立法上のミスであろう。

二 メキシコ法と U・C・C の共通点

メキシコ法は、前述の如く、基本的には統一法に基いているが、アメリカにおいて 1952 年に発表され、多くの州が現在採用している U・C・C (Uniform Commercial Code; 統一商法典) の規定と一致する点もある。

1 自己宛為替手形の効力

(16) 大橋光雄『新統一手形法論』, 有斐閣, 1932 年, 440 頁注 1。

(17) 第百十四条は第百四十一条の準用を規定していない。

メキシコ法においては、自己を支払人として振り出した為替手形（自己宛為替手形）の振出人は、引受人とみなされる（M § 82-2 項）。換言すれば、自己宛為替手形の振出人は当初から絶対的義務者とされ、その結果、自己宛為替手形は約束手形と同一視されている。

U・C・Cにおいては、自己宛為替手形は約束手形としての効力を有する（U第三節-118-a）とされているが、N・I・Lにはこのような規定はなかつた⁽¹⁸⁾。したがって、各法律の制定年代から見て、メキシコ法第八十二条第二項がアメリカ法の影響を受けたとは言えないが、アメリカ法との共通点として興味深い。

しかしながら、自己宛為替手形は、経済的に見れば約束手形と同一視されるとしても、法律的には、引受の有無によって、支払人たる振出人の債務の内容に重大な差異が生ずるのであり、また、振出人がこのような自己の債務の内容を決定し得ることは、実益があると思う。この意味において、自己宛為替手形を約束手形と法律的に同一視することは、立法論としては妥当でないと考える。

2 小切手の支払保証の効力

メキシコ法第百九十九条によれば、小切手の支払人が振出人の請求により自己の署名と共にした「引受（*acepto*）」、「一覽（*visto*）」、「可（*bueno*）」その他同一の意義を有する文句の記載または支払人の単なる署名は支払保証とされ（M § 199-5 項）、為替手形の引受と同一の効力を有する（M § 199-4 項）。この小切手の支払保証の効力については、アメリカ法（N・I・L § 187, U・C・C 第三節-411 参照）の影響を受けたものと言われているが⁽²²⁾、統一法を基礎としているメキシコ法においては、いくつかの矛盾を生ぜしめるのであって、学者の批判を浴びている⁽²³⁾。すなわち、メキシコ法においては、小切手の支払人は、振出人との小切手契約の範囲内において義務を負う（M § 184-1 項）にとどまり、直接の義務者はあくまでも振出人である（M § 191-3 号）。したがって、支払人に対して権利を行使できるのは振出人だけであり、正当な事由なしに支払を拒絶した支払人に対し振出人は損害賠償を請求できる（M § 184-2 項）。しかしながら、メキシコ法第百九十九条は、かかる法律構成をくずすことになる。ここでは、支払保証をした支払人は所持人にとって直接

(18) N・I・L 第十七条第五号は、為替手形か約束手形か不明な証券は所持人の選択によりいずれかとして取り扱うことができる旨を定めるにすぎない。

(19) N・I・L は 1896 年、メキシコ信用証券法は 1932 年、U・C・C は 1952 年の制定である。

(20) メキシコ法では所持人が除外されているが、U・C・C では、所持人の請求により支払保証がなされたときは、振出人およびすべての前者たる裏書人は免責される（U 第三節-411-1 項）。

(21) U・C・C では、支払人の単なる署名は支払保証とはならない（U 第三節-411 参照）。

(22) Raúl Cervantes Ahumada, *op. cit.*, p. 146.

(23) *Ibid.*, pp. 146~147.; Felipe de J. Tena, *op. cit.*, pp. 550~552.

の義務者となり、振出人は単なる逡求義務者となる。更に、支払人は、支払保証をする以前においては、為替手形の引受前の支払人と同様、何ら義務を負わないことになる。これは、明らかな矛盾であって、早急に改正すべきである⁽²⁴⁾と考える。

三 アルゼンチン法におけるフランス法の影響

アルゼンチン法は、メキシコ法と比較して、より統一法に近い。特に、為替手形に関する規定は、殆んど統一法の規定と一致する。しかしながら、次の二点においては、フランス法の影響が見られる。

1 指図文句

前述の如く、アルゼンチンの手形法は、手形文句に代えて指図文句 (la cláusula “a la orden”) を記載することを認めている (A 手 § 1-1 号・§ 101-1 号)。この点は、手形文句ではなく指図文句の記載を要求した旧商法第六百条を修正したのであり、フランス法の影響の名残りと言える⁽²⁵⁾。

2 別証による保証

周知の如く、フランス法系の諸国では、別証による保証 (aval par acte séparé) が認められている。アルゼンチンの手形法も、旧法の規定 (A 旧商 § 680・§ 741) を受け継ぎ、別証 (documento separado) による保証を認めている (A 手 § 33-1 項・§ 103)。

統一法は、別証による保証は「手形債務の証券的債務たる性質に反する」として、これを認めなかったが、従来より別証による保証の制度を有していたフランス法系諸国のため、第二付属書第四条に留保規定を設け、各国は行為地を示してなした別証による保証を認めることができるとした。アルゼンチンは、統一条約には加盟していないが、明らかにこの⁽²⁶⁾

(24) 1960年の商法改正草案では、この点は改正され、支払保証をなした支払人は、所持人に対し、支払呈示期間中小切手を支払うに十分な資金を有すべき義務を負う (改草 § 584-4 項) [にとどまる。換言すれば、支払保証をなした支払人は、呈示期間内に小切手の呈示があった場合にのみ支払をなす義務がある (日小 § 55-1 項参照) わけである。

(25) 為替手形の場合、改正前のフランス商法では、為替手形文句は要件とされず、かえって、指図文句を要件としていたが、1935年10月30日法命令第四条第二項は、統一条約第二付属書第一条に基き、1936年5月1日以後発行されるものについてのみ、為替手形文句を必要とする旨を定めている (現代外国法典叢書『仏蘭西商法』, 357頁)。

(26) 毛戸勝元, 前掲書, 174 頁。

留保規定を採用したというべく、その手形法第三十三条第一項は、「保証ハ為替手形若ハ補箋又ハ別ノ証書ニ之ヲ為スコトヲ得比ノ最後ノ場合ニ於テハ保証ヲ与ヘタル地ヲ記載スベシ」と規定する。

四 アルゼンチン法における合意送り状

合意送り状 (*factura conformada*) は、アルゼンチンの為替手形法 (商法第二巻第十篇) の末章 (第十五章) に規定されている。

この制度を簡単に説明すると、以下の如くである。すなわち、商品売買にあたり、売主が買主に対して複本 (*duplicado*) または抄本 (*resumen*) を添付した送り状 (*factura original*) を交付し、買主がこの複本または抄本に同意 (*conforme*) の署名をしてこれを売主に返却する。この返却された複本または抄本を合意送り状 (*factura conformada*) といい、裏書によって輻輳流通する。買主が同意を与えることを引受 (*aceptación*) ともいい、いわば、買主は為替手形の支払人であり、売主は振出人である。

ふつうの送り状と異り、為替手形と同様の機能を有するこの制度は、近時、アルゼンチンにおいて、資金の融通のために手形が振り出されることが多いという事情に鑑み、商品取引における信用利用の正常化のために設けられたものであり、その特徴は次の点にある。⁽²⁷⁾ すなわち、送り状が現実の取引に基かないで発行された場合においては、売主、その保証人、裏書時にこの事情を知っていた裏書人およびその保証人に対して、所持人は拒絶証書なしに遡求権を行使できる (A 合 § 16)。

この制度は、ブラジルの複本送り状 (*duplicata de factura*) の制度になったものであるが、いずれも、実務界では採用されるに至っていないということである。

五 メキシコ法とアルゼンチン法

前述の如く、メキシコ法もアルゼンチン法も統一法に基いているが、アルゼンチン法の方が統一法に忠実であり、メキシコ法はより厳格である。いずれも統一法系に属するという意味において、共通点は数多くあるが、それとは別に、いずれの手形法においても複数の支払地の選択的記載が認められている (M § 77-2 項・§ 174-1 項, A 手 § 2-5 項) 点は興味深い。⁽²⁸⁾ 私見によれば、これはイタリア法の影響を受けたものと思われる。但し、アルゼンチン法の場合は、第百三条が第二条第五項の規定を準用していないし、約束手形にお

(27) 中川和彦「アルゼンチン商法改正の概要」『海外商事法務』, 第 68 号, 1968 年, 15 頁。

(28) 竜田節「手形要件」『手形・小切手法講座』, 第 2 巻, 30 頁, 注 1 参照。

ける複数の支払地の記載に関する特別の規定もない。しかしながら、この点に関して為替手形と約束手形の間に差異を設ける根拠は見当たらず、また、複数の支払地を記載した約束手形が無効となるとすれば、為替手形との均衡上不公平である。この点は、おそらく立法上のミスであり、為替手形の場合と同様に解すべきであろう。

この他、我が国では認められていない(日小 § 74 参照) 計算小切手の制度は、メキシコ法にもアルゼンチン法にも規定されている (M § 198, A 小 § 46)。⁽²⁹⁾

第三節 社会・経済的考察

一 ラテン・アメリカ諸国の金融の一般的特色

ラテン・アメリカ諸国の銀行業務の実体は、国により多少の差こそあれ、ラテン・アメリカの発展の障害の一つとしてとらえることができる。すなわち、貸付業務の対象はかたよっており、たとえば、その銀行が加盟している団体とか協会のメンバー、あるいは、以前からの得意先などの顔見知りの客には貸付を行うが、その銀行の融資を受けたり当座取引をしたことのない者は、いかに将来性のあるプロジェクトを持っていたとしても、銀行の融資を期待することは困難である。⁽³⁰⁾このような銀行家の閉鎖的態度は、利潤極大化の合理的追求に対するマイナスの要素となっている。⁽³¹⁾殊に、銀行制度が導入された初期においては、⁽³²⁾この傾向が強く、その結果生ずる特定者との慣れ合い的取引は、しばしば貸付契約の更新、更には頻繁なこげつきを生じ、たとえばメキシコでは、1910年から1915年の間に殆ど⁽³³⁾の銀行が倒産するという事態にまで至った。このような状態は、徐々に改善されているというものの、依然としてラテン・アメリカ諸国に残存する傾向ではある。

二 手形・小切手と社会・経済的背景

(29) 計算小切手は、証券に「計算のため (para abono en cuenta, または para acreditar en cuenta)」と記載して、現金の支払を禁じ、振替・手形交換等記帳の方法による決済を認めた小切手で、線引小切手同様、盗難や紛失による損害を防止し得る他、更に、現金を用いないですむ利点がある。元来ドイツ法系の制度である。

(30) Wendell C. Gordon, *The Political Economy of Latin America*, New York, 1966, p. 344.

(31) Ibid., loc. cit.

(32) ラテン・アメリカにおける最初の銀行は、1807年に創設されたブラジルの Banco do Brasil である。

(33) このような状況がメキシコの銀行制度の再編成と信用証券法の制定に拍車をかけたものと思われる。

一 橋 研 究 第 19 号

1 不渡と融通手形

ラテン・アメリカ諸国においては、融通手形の振出がかなり広く行われており、これが多発する不渡の一つの大きな原因となっている。ブラジルの複本送り状 (*duplicata de factura*) やアルゼンチンの合意送り状 (*factura conformada*) は、これに対処べく考え出された制度であるが、残念ながら、実務界に受け入れられるには至っていない。

2 法秩序の不安定

ラテン・アメリカ諸国の法秩序は、一般に不安定であると言われている。また、他にやることがなくなったから法曹界にはいるという風潮があるとも言われる。この辺の正確な事情はつかみ難いが、メキシコ法の「裁判官ノ署名ハ適法ナルベシ (*deberá ser legalizada*)」(M § 28) とか、「判決ガ有スルコトアルベキ不正 (*las irregularidades de que adolezcan*)」(M § 63-2 項)、あるいは、アルゼンチン法の「学識アル裁判官ニ (*al juez letrado*) 証券ノ取消ヲ請求スル……」(A 手 § 89) 等の条文を見ると、残念ながら、彼地の法曹界に対する不信の念を禁じ得ないのである。

3 手形交換所の不存在

我が国の銀行取引においては、手形交換所が重要な役割を果たしているが、ラテン・アメリカにおいては、いずれの国も手形交換所を持たない。メキシコにおいては、1935年に手形交換所規則 (*Reglamentos de las Cámaras de Compensación*) が制定されており、また、アルゼンチンにおいても、その小切手法第十二章に手形交換所に関する規定があるが、いずれも、銀行間の直接決済によっているのが実情である。

第四節 結 び

以上見た如く、アルゼンチン法は統一法に忠実であり、更には、手形要件を緩和する(指図文句の許容)などの態度も見られるのに対して、メキシコ法はかなり厳格であり、同時に立法上の不備が目立つ。また、ラテン・アメリカにおける手形・小切手法を社会・経済的に考察するとき、そこにはいくつかのディメリットが発見される。特にメキシコ法においては、その立法上の不備とあいまって、これらのディメリットは強く印象づけられる。しかしながら、恐慌後いち早く制定・公布された信用証券法が、その後行われた銀行制度

の再編成と共に、メキシコの経済発展に寄与したことは否定できない。更に、最近のメキシコのめざましい経済発展と商法改正の動きを見ると、この国の将来に対する積極的な姿勢がうかがわれる。翻って、アルゼンチンにおいては、合意送り制度が今後どのように運用されるのかは興味深い問題であり、この制度の波及的發展を期待したい。

本論では、メキシコ法とアルゼンチン法を中心として概説的に論じたが、いずれも、我が国と同様に統一法を建て前としながら、いくつかの差異を示している。その他のラテン・アメリカ諸国の実定法との関連において、これらの差異が彼地においていかなる意義を有するかを究明することが、これからの課題となろう。同時に、本論では十分な成果を得られなかったが、外国法研究の基本的姿勢として、法の社会・経済的考察、すなわち、ラテン・アメリカにおける法の役割ないし実際の意義、あるいは、ラテン・アメリカの経済条件・社会構造等が法に及ぼす影響といった面の研究を更に深めたい。 (完)